

令和5年度定例監査実施結果（上期）の概要

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

- 1 監査実施機関数 上期分 154機関（年間定例監査対象機関数268機関）
 2 監査対象期間 令和4年度
 3 監査実施期間 令和5年4月20日～令和5年9月5日
 4 監査方法

山梨県監査基準に準拠し、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は、「扶養手当の支給に係る事務処理は、適切に行われているか」を重点事項と定めた。

5 監査結果区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 監査結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部改善を要する事項が認められた。指摘事項、指導事項、注意事項の区分ごとの集計は、次のとおりである。

令和5年度上期 A

| 区分 | 予算 | 収入 | 支出 | 給与 | 物品 | 財産 | 契約 | 工事 | 重点事項 | その他 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|------|-----|-----|
| 指摘事項 | | | 2 | 1 | | 1 | | | 1 | | 5 |
| 指導事項 | | 44 | 8 | 16 | 10 | 15 | 15 | 2 | | | 110 |
| 注意事項 | | 6 | 4 | | 4 | 1 | 13 | 3 | 2 | | 33 |
| 合計 | 0 | 50 | 14 | 17 | 14 | 17 | 28 | 5 | 3 | 0 | 148 |

令和4年度上期 B

| 区分 | 予算 | 収入 | 支出 | 給与 | 物品 | 財産 | 契約 | 工事 | 重点事項 | その他 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|------|-----|-----|
| 指摘事項 | | 1 | 1 | | | | | | | 1 | 3 |
| 指導事項 | | 45 | 8 | 23 | 9 | 14 | 9 | 1 | 2 | | 111 |
| 注意事項 | | 4 | 5 | 2 | 3 | | 15 | 2 | 3 | | 34 |
| 合計 | 0 | 50 | 14 | 25 | 12 | 14 | 24 | 3 | 5 | 1 | 148 |

令和5年度上期と令和4年度上期との対比（A-B）

| 区分 | 予算 | 収入 | 支出 | 給与 | 物品 | 財産 | 契約 | 工事 | 重点事項 | その他 | 合計 |
|------|----|-----|-----|-----|----|----|-----|----|------|-----|-----|
| 指摘事項 | | ▲ 1 | 1 | 1 | | 1 | | | 1 | ▲ 1 | 2 |
| 指導事項 | | ▲ 1 | | ▲ 7 | 1 | 1 | 6 | 1 | ▲ 2 | | ▲ 1 |
| 注意事項 | | 2 | ▲ 1 | ▲ 2 | 1 | 1 | ▲ 2 | 1 | ▲ 1 | | ▲ 1 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | ▲ 8 | 2 | 3 | 4 | 2 | ▲ 2 | ▲ 1 | 0 |

7 指摘事項の概要

著しく不適切な事務処理と認められるものが、5機関で5件あった。

(1) [福祉保健総務課] (財産1)

昨年度の定例監査で普通財産の貸付けに係る移動報告の不履行について指導事項としたが、今年度の監査でも同様に、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。

(2) [中北林務環境事務所] (支出1)

国交付金を活用した恵みの森モデル林整備事業費補助金については、年度内に支払いが必要な交付金事業であるが、年度内に補助事業者への支払いが完了しなかったため、1,000,000円が交付金の対象とならず、その不足分を県費で充当することとなった。

(3) [峡東林務環境事務所] (支出1)

国交付金を活用した恵みの森モデル林整備事業費補助金については、年度内に支払いが必要な交付金事業であるが、年度内に補助事業者への支払いが完了しなかったため、1,000,000円が交付金の対象とならず、その不足分を県費で充当することとなった。

(4) [産業政策課] (重点1)

扶養手当について、次のとおり不備があった。

①認定対象とならない者を認定し、支給していたものがあった。

②扶養親族届が提出されていないにもかかわらず、支給されているものがあった。

③支給終了月の認定に誤りがあり、過大に支給されているものがあった。

(合計 251,439円)

(5) [観光文化・スポーツ総務課] (給与1)

週休日の振替に係る時間外勤務手当等について、次のとおり不備があった。

①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。

②同一週内に振替を行った週休日の勤務に対して、誤って1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について支給する時間外勤務手当が支給されているものがあった。

③振替を行わず勤務した週休日や代休日を指定せず勤務した休日について、週休日における時間外勤務手当や休日勤務手当が支給されるべきところ支給されず、誤って1週間の勤務時間が38時間45分を超えた場合に支給する時間外勤務手当が支給されているものがあった。

④人事給与システムへの入力に誤りがあり、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について支給する時間外勤務手当が過大または過少に支給されているものがあった。

⑤振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。

(過大 22,142円 過少 282,364円)

8 指導事項の主な内容

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| (1) 収入 (44件) | 収入未済 (39件) など |
| (2) 支出 (8件) | 期限内に支払いが行われていなかったもの (2件) など |
| (3) 給与 (16件) | 諸手当の認定及び支給が適切に行われていなかったものなど |
| (4) 物品 (10件) | 占有物品に係る事務が適切に行われていなかったもの (5件) など |
| (5) 財産 (15件) | 取得用地が未登記であったもの (11件) など |
| (6) 契約 (15件) | 業務委託契約書の情報セキュリティに関する特記事項が履行されていなかった |

- もの（3件）など
- (7) 工事（2件） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に定められた事務手続きの一部に不備があったもの（1件）など

9 注意事項の主な内容

- (1) 収入（6件） 収入証紙の消印等について不備があったもの（3件）など
- (2) 支出（4件） 資金前渡の精算が適切に行われていなかったもの（2件）など
- (3) 物品（4件） 郵便切手受払簿に関するもの（2件）など
- (4) 財産（1件） 土地改良財産の使用許可において、使用者からの請書の提出がなかったもの
- (5) 契約（13件） 契約書に貼付すべき収入印紙の金額に誤りがあったもの（3件）など
- (6) 工事（3件） 工事打合簿に不備があったもの（2件）など
- (7) 重点（2件） 夫婦共同扶養の認定後の確認において不備があったもの（2件）